

(参考2：災害が発生し又は発生のおそれがある場合の川崎市の対応)

災害の発生に際し、市民の生命、身体及び財産を守るため、川崎市では様々な災害対策を実施し、被害軽減に努めています。災害対策を迅速に行うため、川崎市では次のような統制・連携を図るための体制づくりを行い、対応に当たっています。企業・事業所における防災対策を考えたときの参考にしてください。

(参考① 本部等の種類及び設置基準：地震災害の場合)

◎災害警戒体制

市内で震度4又は5弱の地震があったときは、後述「参考②」に定める基準により、職員を配備して災害警戒体制を確立します。参集した職員は、情報収集を行うとともに、状況に応じて災害応急対策活動を実施します。



川崎市災害対策本部事務局室



川崎市災害対策本部室

◎災害対策本部

大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市長を本部長として設置し、本部会議、部、区本部、本部事務局をもって構成するもの

- ①市内で震度5強以上の地震を観測したとき。
- ②市内で地震による大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(参考② 配備体制)

名称	基準	配備区分	参集	備考
川崎市災害警戒体制	川崎市内で震度4の地震があったとき。(※)	あらかじめ指定された危機管理室員	自動参集	・被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・応急活動要員 ・地域要員	指示による参集	
川崎市災害警戒体制	川崎市内で震度5弱の地震があったとき。(※)	・危機管理室員 ・本部事務局員 ・指定された局の本部連絡員 ・各部連絡員 ・区連絡員3人(全区)	自動参集	・指定された局とは、応急活動を行う局(総務局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、交通局、病院局、消防局) ・被害状況の把握と市民からの陳情等への対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・応急活動要員 ・地域要員	指示による参集	
本災川崎部策市	川崎市内で震度5強以上の地震があったとき。(※)	全職員	自動参集	

※ 「川崎市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したとき。

※ 「東海地震関連」及び「津波関連」の場合は、別途、基準があります。